

熊谷市立富士見中学校

いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等についての基本的な考え方

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、熊谷市立富士見中学校いじめ防止基本方針を定める。

なお、策定に当たっては、熊谷市いじめ防止基本方針を参照し、さらに、本校の実情を踏まえたものとする。

2 いじめ防止等の対策に関する基本方針

「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、生徒のいじめを防止するために、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。

いじめを察知したときは、いじめられた生徒を最後まで守り抜きいじめた生徒に対してはその行為を許さず、毅然とした態度で接し、適切に指導し、再発防止に努める。

学校全体で、子供の健やかな成長を支え、見守り、いじめの問題を克服することを目指すものとする。

3 いじめの定義

【平成25年6月 いじめ防止対策推進法 第二条 いじめの定義】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 熊谷市子どものいじめ防止条例

【平成30年3月 熊谷市子どものいじめ防止条例 第五条 学校の責務】

学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心を育成するよう努めるものとする。

- 2 学校は、子どもと教職員との信頼関係を構築するとともに、子ども及び保護者が安心して相談することができる環境を整え、いじめを未然に防止するよう努めるものとする。
- 3 学校は、いじめの兆候を見逃さないよう努めるとともに、いじめを隠し、又は軽視することなく、適切に把握するよう努めるものとする。
- 4 学校は、いじめを把握した時は、市、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめを適切に解決するよう努めるものとする。
- 5 学校は、子ども自身が望ましい人間関係を構築するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、日頃から生徒指導小委員会やさわやか方針会議等において、ほほえみ相談員や地域教育相談員等が参加し、児童生徒の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行っている。

教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

次の組織を設置し、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

○ いじめ防止対策委員会 随時

・構成員：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・養護教諭

・特別支援コーディネーター・通級指導教室担当

※ 状況に応じて、学年生徒指導担当、学級担任、学年教育相談担当を構成員とする。

※ 必要に応じて、ほほえみ相談員、スクールカウンセラー・学校運営協議会委員・弁護士・医師・警察経験者等の外部専門家を構成員とする。

また、定期的に生徒指導小委員会やさわやか方針会議等において、児童生徒の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行う。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○ 熊谷市立富士見中学校「いじめ撲滅宣言」を浸透させる。

○ 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

○ 規律正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できるような態度を養う。

○ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

○ 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

○ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

○ 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。

○ 定期的にいじめ防止アンケートや教育相談を実施し、いじめを訴えやすい体制を整える。

○ 生徒に対し、誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

③ いじめの対応に関するこ

○ 発見したら、すぐに当該生徒に対し、必要な支援又は必要な措置を講ずる。また、速やかに、緊急職員会議において情報共有を行い、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長及び再発防止を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

○ いじめ防止アンケート実施後、速やかに対応する。

○ 教育相談実施後、速やかに対応する。

○ 必要に応じて、関係機関・専門機関との連携を図る。

○ いじめ緊急対策マニュアルに基づいて状況に応じて対応する。

○ 各月の教育委員会への報告を活用し、いじめの認知、対応を行う。

○ 必要に応じて、熊谷市教育委員会に指導、助言を仰ぐ。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の欠席などの欠席状況に至った場合

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ・誰から行われ・どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情、学校の対応などの事実関係を明確にする。
- 同種の事態の再発防止に努める。
- 必要に応じて、教育委員会に調査協力を依頼する。

(4) 事実関係を明確にするための対応

① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた生徒を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。調査方法としては、在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめられた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。情報等については、他の生徒等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

いじめ緊急対策マニュアル

- ◎ いじめは人間として絶対に許されない
- ◎ 何があっても絶対に死んではいけない

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

